

大阪公立大学イノベーションアカデミー すぎもとウイング利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、大阪公立大学（以下「本学」という。）が学内外の共創推進を目的として設置・管理・運営する高原記念館の北1階「イノベーションアカデミー すぎもとウイング」（以下「すぎもとウイング」という。）の使用及び、すぎもとウイングにおいて提供されるサービスを利用するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 すぎもとウイングの利用に供するエリア等は、次のとおりとする。

- (1) イベントエリア
- (2) ワークショップエリア
- (3) コワーキング・ラーニングエリア
- (4) ライブラリー・ギャラリーエリア
- (5) その他共用施設

(運営)

第3条 すぎもとウイングの運営にかかる業務は、本部事務機構産学官民共創推進室が行う。
2 本学は、すぎもとウイングの運営にかかる業務を、本学の指定する事業者の一部を委託することができる。
3 産学官民共創推進室および前項の本学の指定する事業者を、以下「運営者」と呼ぶ。

(利用者の資格)

第4条 すぎもとウイングを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大阪公立大学 共創パートナーズ会員
- (2) 本学学生・教職員及び学外の同行者。ただし学外の同行者は本学学生・教職員とともに同一の利用目的をもって来館するものに限る
- (3) その他本学より認められた法人・個人

2 次の各号に該当する者は利用の資格を認めない。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に所属している者
- (2) 暴力団等反社会的勢力と関与している者

(提供サービス)

第5条 利用者は、本規約に基づき、次の各号のサービスを利用することができるものとする。

- (1) 利用者の共同利用設備として、本学が指定した設備。(什器類、AV機器、インターネット接続環境等)
- (2) すきもとウイングを利用するために必要なウェブサイトやアプリケーションなどのアクセス及びその利用
- (3) イベントエリア等を利用したイベントの開催。(事前の予約を前提とする。)
- (4) 電気の利用(合理的な程度に限る。)
- (5) 共創パートナーズ会員限定のイベント、特典への参加の機会

(利用可能時間)

第6条 すきもとウイングの利用可能時間は、原則として平日午前9時30分～午後5時とする。

- 2 利用可能時間には、準備、後片づけを含めた入室時間から退室時間までのすべての時間を含む。イベントエリア等でのイベント開催は、1時間からの利用を可能とする。
- 3 次の各号に該当する場合、利用者の利用を休止することがある。この場合、利用者はすきもとウイングの全部又は一部を利用できない。
 - (1) 本施設で予め定まっている休館日
 - (2) 保守、点検等(緊急時を含む。)を行うとき。
 - (3) 感染症拡大防止の必要があるとき。
 - (4) その他天災事変等、利用を制限すべき正当な理由があるとき。
- 4 事前に予定されている休館日は、ウェブサイト等への掲載により告知するものとする。ただし、緊急時の休館等については、運営事業者は事前の告知を要しないものとする。

(予約とキャンセルについて)

第7条 イベントエリア等をイベント等で利用する場合の予約の連絡期限は、利用開始日の5営業日前までとする。連絡期限を過ぎて予約を希望する場合は、速やかに運営者に連絡しなければならない。

- 2 予約をキャンセルする場合は、速やかに運営者に連絡しなければならない。無断キャンセル等により運営に支障が生じた際は、運営者の判断により、今後の受付を見合わせる場合がある。

(レンタル備品の利用)

第8条 本学がレンタル備品として指定する物品は、受付の運営者に申し出を都度行うことにより、利用を可能とする。

(遵守事項)

第9条 利用者は、すぎもとウイングの利用にあたり、次の各号の事項をあらかじめ承諾し、遵守するものとする。

- (1) 他の利用者と協調性をもって行動すること。
- (2) 利用資格を有する法人においては、法人に所属する全利用者に対して同様に遵守させること。
- (3) 利用資格を有する者が同行者を伴って利用する場合は、同行者にも同様に遵守させること。
- (4) すぎもとウイング内の設備機器の利用については、利用マニュアル等の記載を遵守すること。
- (5) 本規約、運営者の指示を遵守すること。

(注意事項)

第10条 利用者は、この利用規約を遵守するとともに、本施設、すぎもとウイング内外の設備、什器類、AV機器等（以下「施設等」という。）を善良な管理者の注意をもって、常に良好な状態で利用しなければならない。

- 2 施設等を毀損、汚損、紛失させた場合は、速やかに運営者まで申し出ること。修繕費を申し受ける場合がある。
- 3 飲食物の持ち込みは可能とするが、施設等を汚損した場合は、速やかに運営者まで申し出ること。汚損の程度によっては、清掃料を申し受ける場合がある。
- 4 利用者は、運営者から利用を許可された範囲以外の場所を無断で使用してはならない。
- 5 イベントエリア等でのイベント開催にあたっては、利用者側の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行うこと。利用中は当日の利用責任者を必ず常駐させること。また、その準備や片付けにおいて、重量物又は長大物を搬出入し、もしくはこれを移動する場合は、運営者にあらかじめ相談したうえで、指示に従って実施する。
- 6 運営者は原則、イベント等の設営、受付、その他実施の手伝い等を行わない。これらは利用者自身の責任で行う。
- 7 イベント案内等の広告物、会場誘導看板等を掲示する場合には、事前に運営者に届け出た了承を得ること。すぎもとウイング内外に無断で掲示物を設置した場合や、指定した場所以外に設置した場合は直ちに撤去する。
- 8 他の利用者が写り込む写真撮影やビデオ撮影、録音等は、運営者の許可を得ること。すぎもとウイング内でテレビ取材や新聞取材等を受ける場合には、事前に運営者にその旨を通知しなければならない。特別な指示がある場合はそれに従う。
- 9 運営者が防犯目的として監視カメラを作動させることについて、利用者は予めこれを了承する。

- 1 0 すきもとウイングにおいて、災害予防・防犯上の処置が必要と認められる箇所を発見したときは、利用者は速やかに運営者に連絡し、指示を受ける。
- 1 1 利用者は、運営者がすきもとウイングの改良、修繕、設備の新增設あるいは諸法令の改正に対応するため、すきもとウイングの改装を行う場合があることを予め了解し、利用者はこれに協力する。
- 1 2 その他、利用に関しては運営者と協議、相談の上、その指示に従う。

(禁止事項)

第11条 すきもとウイング及び本施設周辺において、利用者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 政治活動及び宗教活動
- (2) 大声、大音量の音楽、振動、臭気の発生等により、他の利用者、運営者に迷惑を及ぼす、又はその恐れがある行為。
- (3) 他の利用者、運営者の著作権、肖像権、商標権等の知的財産権、財産、プライバシーを侵害する、又はそのおそれがある行為。
- (4) 他の利用者、運営者の秘密情報を公表、漏洩又は第三者への開示する行為。
- (5) 他の利用者又は本エリアの社会的信用又は名誉を失墜する行為。
- (6) 危険物（火薬類、爆発性物質その他運営事業者が危険と判断したもの）や不潔な物品を本エリア内に持ち込む行為。
- (7) 利用者の資格を、第三者に譲渡する行為。
- (8) その他法令や公序良俗に反する行為。

(利用停止等)

第12条 運営者は、利用者がすきもとウイングを利用するにあたって、次の各号のいずれかに該当するときは、利用途中においても、運営者の判断で、すきもとウイングの全て又は一部の利用中止もしくは利用停止の処置をとることができる。

- (1) 利用者が前条各号の禁止事項を行ったとき。
 - (2) 利用者が第4条第2項に定める者であると認められるとき。
 - (3) その起業活動又は起業した会社等の経営に暴力団等反社会的勢力と関与しているものが事実上参加していると認められるとき。
 - (4) 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- 2 前項により利用中止又は利用停止となった利用者又は第三者に損害が生じた場合においても、本学は一切の責任を負わない。

(利用終了時の原状回復等)

第13条 利用者がすぎもとウイングの利用を終了した場合は、自ら所有する物品等の一切を搬出し、レンタル備品等は返却又は所定の位置に戻した上で、机、椅子等の什器は、利用前の状態まで原状回復して退館しなければならない。

2 利用者は、通常想定される範囲を超えるごみについては自ら持ち帰るものとする。ごみ等の処理がなされなかった場合は、すぎもとウイングの利用をお断りする場合がある。

3 忘れ物があった場合、忘れ物の保管期間は1ヶ月までとする。所有者不明で問い合わせもなく保管期間を過ぎた場合、利用者は当該物の所有権を放棄したものとし、運営者の判断で処分を行うものとする。

(損害賠償等)

第14条 利用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を毀損、汚損、紛失させたときは、その損害について全額を賠償しなければならない。その他、利用者が、本規約に違反し、これにより本学、指定された運営事業者、他の利用者又は第三者に対して何らかの損害を与えたときは、利用者は、損害を被った者に対して、損害を全額賠償する義務を負うものとする。

(免責)

第15条 すぎもとウイング内に利用者又は利用者が開催するイベントへの参加者等が持ち込んだ物品(貴重品を含む)等の盗難、破損事故及び第三者に対する対人対物など全ての事件・事故・トラブルについては、その原因の如何を問わず運営事業者は一切の責任を負わないものとする。

2 本学は、すぎもとウイングの運営に関して、故意又は重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償を負わないものとする。

3 自然災害、運営者に帰責すべき事由以外の事由による火災等、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、その他運営事業者の合理的支配が及ばない事由等を原因として、運営者の営業が停止し利用者に対し提供サービスが行えなくなった場合、これにより利用者には損害が生じたとしても、本学は一切の責任を負わないものとする。

4 すぎもとウイングの利用に際して、届出、許可又は保険の加入等が必要な場合における、関係諸官庁への許可申請及び届出等又は保険等に関する手続きはすべて利用者対応とし、運営者は一切の対応をせず、これに関する一切の責任を負わないものとする。

5 実証実験等の利用に必要な際は、利用者自身の責任で、許可、届出又はPL保険(生産物賠償責任保険)、その他必要な各種保険について手続きをするものとし、これらに不備があった場合において利用者、第三者、運営者に損害が発生した場合は、一切の責任を利用者が負うものとする。

(個人情報の取り扱い)

第16条 運営者は、すぎもとウイングの運営を円滑に行うために、会員登録時に氏名・郵便番号・

住所・電話番号・電子メールアドレス等の情報を取得し、利用できるものとする。運営者は、申し込みやイベント参加に際して取得した個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」、「大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「公立大学法人大阪における個人情報の取扱い及び管理に関する規程」に基づき適正に取り扱う。なお、法人会員での利用においては、同一の法人に所属する方からの申し出に限り、イベント申込や利用状況等の情報を開示できるものとする。

2 運営者は、利用者が提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、運営者の裁量で、利用及び公開することができるものとする。

(本規約等の変更)

第17条 学長は、利用者の事前の承諾を得ることなく、運営者が適当と判断する方法で利用者に事前に通知することにより、本規約を変更することができるものとし、利用者は、第5条に定める提供サービスの利用開始と同時に、変更後の本規約に同意したものとみなす。なお、運営者は、本規約等を変更する際には当該変更の効力が発生する一定期間前から、変更内容を利用者十分に周知するものとする。

2 本規約に定めるもののほか、すぎもとウイングに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和8年1月1日から施行する。